

第1章

IFRS 16号の取扱いからみる 新リース基準適用に おける減損評価の留意点

【この章のエッセンス】

●2024年9月に公表されたリースに関する会計基準および同適用指針により、借手のリースのうち、従来オフバランスだったものについても原則として使用権資産およびリース負債が認識されることとなる。計上された使用権資産は減損検討の対象となる。日本基準上、使用権資産に係る具体的な取扱いが現状明確化されておらず、実務上、減損会計をどのように適用するかが論点になる。

●IFRS®会計基準ではすでに、IFRS 16号に従って認識された使用権資産について、IAS 36号に基づく減損テストが行われている。日本の減損基準とIFRS会計基準の減損に関する要求事項は

同一ではないが、IFRS会計基準の実務で生じる課題は、日本基準の経理実務においても一定程度関係性があると考えられる。

はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)は2024年9月13日に企業会計基準34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針33号「リースに関する会計基準の適用指針」を公表した。本章ではこれらをまとめて「新リース基準」と称する。新リース基準の適用により、今後多くのリース取引について使用権資産が借手の貸借対照表に計上されることが見込まれる。また、当該使用権資産については、減損の検討が必要にな

る。しかしながら、新たに計上される使用権資産について、どのように減損会計を適用するか、日本基準上は必ずしも明確ではない点がある。

ここで、使用権資産の減損を検討するにあたっては、IFRS会計基準の実務が参考となると考えられる。IFRS 16号「リース」に従ってリースの借手が計上した使用権資産はIAS 36号「資産の減損」に基づく減損の検討対象となっている(IFRS 16号33項)。日本基準の減損会計と、IAS 36号の減損に関する要求事項は必ずしも同一ではないが、IFRS会計実務上で認識された課題については、日本基準の適用においても一定程度参考になると考えられる。そのため、IFRS会計基準の適用実務における使用権資産の減損にどのような課題・論点があるか

を知ることが、日本基準のリース使用権資産についての減損を検討するにあたっても有益な材料となる。

本章では、日本基準において影響があると想定される実務上の課題も念頭に、IFRS 16号により計上された使用権資産の減損に関する実務上の課題について紹介する。また、IFRS 16号に加え、日本基準固有の要求事項である、兆候がある資産についての割引前将来キャッシュ・フローへの影響についても解説する。

なお、本文中の見解に関する記載は、筆者の私見である点を申し添える。使用権資産を含む資産グループの減損テストに係る日本基準の会計実務および評価実務は、今後事例の増加に伴い徐々に形成されていくものである。そのため、議論の方向性によっては本章の記載と異なる実務が形成される可能性もあるため、今後もし引き続き留意いただきたい。

使用権資産を含む資産グループの回収可能価額の算定にインカム・アプローチを用いる場合の実務上の課題

使用権資産を含む資産グループに